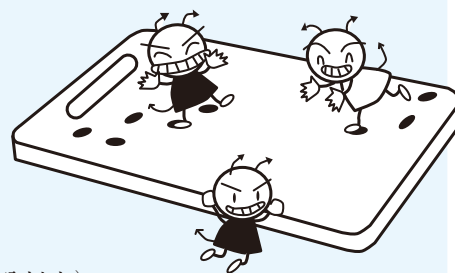


「食中毒に注意しましょう」

夏が近づき食中毒の多い季節となりました。平成18年に国内で発生した食中毒件数は1491件、患者39026名、死者6名でした。（食品安全委員会より）誰でも罹患する可能性のある病気ですが、家庭において、以下の6つのポイントを確実に実行することで予防ができます。



1. **食品の購入** 新鮮な物、消費期限を確認して購入しましょう。
2. **家庭での保存** 持ち帰ったらすぐに冷蔵・冷凍庫で保存しましょう。
3. **下ごしらえ** 手を洗い、清潔な調理器具を使いましょう。
4. **調理** 手を洗い、食品は十分に加熱しましょう。（85℃で1分以上）
5. **食事** 手を洗い、室温に2時間以上放置せず温かいものは温かい状態で、冷たいものは冷たい状態で食べましょう。
6. **残った食品** 清潔な器具・容器で保存しましょう。温め直すときは十分に加熱し時間が経ち過ぎたものは食べないようにしましょう。
気になる症状（主な初期症状は「腹痛」、「下痢」など）があるときは、早めに医師の診察を受けましょう。

食中毒予防の
3原則は、

菌を 付けない、増やさない、なくす
(清潔) (迅速) (冷却、加熱)

6月は土砂災害防止月間

土砂災害について考えてみましょう



例年梅雨時期には、全国各地で土砂災害が発生し、時には尊い人命が奪われています。いつ、どこで起こるか分からない土砂災害から身を守る最も確実な方法は「逃げる事」です。どこを通過して、どこに避難するか。どのタイミングで避難するか。誰と避難するか、家族との連絡をどうやって付けるか。

毎日災害のことを考えて暮らすのは気が滅入るかもしれませんが、梅雨入りのこの時期に、是非確認してみてください。

土砂災害の予兆や避難の心得については、岡山県砂防課のホームページをご覧ください。

岡山県土木部砂防課ホームページ（土砂災害防止月間）のURL

<http://www.pref.okayama.jp/doboku/sabo/doshagekkan/index.html>

6月1日～10日は電波利用保護旬間

総務省では、テレビ・ラジオなどの視聴者や、正規に無線局を運用している電波利用者を違法な電波による妨害から保護し、良好な電波によって効率よく利用できる電波利用環境を整備するため、6月1日から10日までを「電波利用保護旬間」と定めています。混信・妨害などがありましたら、中国総合通信局へご相談ください。

▼お問い合わせ

無線通信への混信・妨害 ☎086-222-3332

受信障害（テレビ・ラジオ） ☎086-222-3383

6月は第23回男女雇用機会均等月間です！

～女性のプラスは企業のプラス～ DO! ポジティブアクション!!

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としています。実質的な男女均等取扱いを実現するためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、ポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的な取り組み）を推進することが不可欠です。本年度においては、次の目標を掲げ、月間を実施します。

目 標 (1)労使を始め社会一般に対する均等法の一層の周知徹底 (2)ポジティブ・アクションの推進

行事予定 ポジティブ・アクションをテーマとするセミナー（会議名称未定）〔開催日：6月16日(月)午後、会場：ピュアリティまきび（岡山市内）、主催・問合せ先：(財)21世紀職業財団岡山事務所 ☎086-227-2021〕

お問い合わせ先：岡山県労働局雇用均等室 ☎086-224-7639 <http://www.okayama.plb.go.jp/seido/kintou/index.html>